

HOPE ニュース

平成29年8月号

日本システム(株)
医療福祉ソリューション本部

発行責任者：鳴松

TEL 099-254-7200

近年、「住みたい」「魅力的」「伸びしろのある」などの県・都市などのランキングが発表されています。

「可愛い方言」ランキングもあり、鹿児島弁は19位となっていました。何処へ行っても鹿児島弁の私的には、割と上位の結果に喜んでいます。

来年のNHK大河ドラマは「西郷(せご)どん」なので、鹿児島弁と鹿児島の魅力を全国へ発信してもらえそうな内容になって欲しいと願っています。

鹿児島弁については、全国放送なので、何処までやれるか？も見ものです。

● 平成29年10月診療報酬改定に伴う作業日程 ●

平成29年10月1日に施行される医療改定に対するシステムの変更作業は、以下のように予定しておりますので宜しくお願い致します。**※無床診療所の医療機関様は改定対象外となる予定です。**

- ① 改定作業は、医療機関様で実施していただきます。
(説明書に沿って作業していただく事で、留意点やシステム操作の変更点等ご理解いただけるようになっております。作業についての不明点は弊社へご連絡下さい)
- ② システム変更作業に必要な説明書及び、プログラム(CD-R)は、弊社より下記日程で送付致します。

日 程	内 容
9/22 (金)	弊社より各医療機関様へ『窓口改定プログラム(CD一式)』を送付します。
9/23 (土) ～ 9/25 (月)	『窓口改定プログラム(CD一式)』が医療機関様に到着します。 医療機関様にて、窓口改定作業を実施してください。・・遅くても9月28日(木)までには作業を完了してください。
9/29 (金)～ 9/30 (土)	予備日
10/1 (日)～	医療改定本番の運用(窓口会計入力)・・・新しい点数で窓口計算を行います。

※レセプト改定について

今回の改定では、レセプト改定プログラム提供は発生しない見込みですがレセプト改定がある場合は、10月下旬に『レセプト改定プログラム(CD一式)』を送付いたします。

※最新の点数マスタリストは改定プログラム一式の中に同梱してあります。

● 平成29年10月改定の概要 ●

平成29年10月改定について、以下の内容がメーカーより連絡がありましたのでお知らせいたします。ご確認をお願いいたします。

下記改定内容につきましては、今後の疑義の明確化などにより変更となる可能性がございますので、ご了承くださいませようお願い致します。

1. 改定内容

■ 入院時生活療養費の見直し内容について

医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分について見直しが行われることとなりました。

(1) 生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分の見直しについて

平成29年10月1日から、65歳以上の医療療養病床に入院する患者について、下表の通り居住費が引き上げられることとなりました。

		平成 29 年 9 月以前	平成 29 年 10 月以降
A	医療の必要性の低いもの (B、C 以外の者)	1 日につき 320 円	1 日につき 370 円
B	医療の必要性の高い物(※1) (指定難病患者を除く)	1 日につき 0 円	1 日につき 200 円
C	指定難病患者(※2)	1 日につき 0 円	1 日につき 0 円(変更なし)

※1 入退院処理の疾患状態欄を登録し、負担軽減欄に「1 負担軽減」が登録されている患者

※2 入退院処理の食事負担欄に「06 一般難病」を登録している患者

- ・医療療養病床に入院する患者について、10 月以降生活療養標準負担額の金額が変更されるよう対応した修正 PG をご提供致します。

(2)境界層該当者の生活療養標準負担額の見直しについて

平成 29 年 10 月 1 日から、境界層該当者(※3)の生活療養費について、以下の通り見直しが行われることとなりました。

※3 入院時生活療養費の標準負担額について、食費及び居住費について一食 100 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護を必要としない状態になる者。

- ・境界層該当者は生活療養標準負担額が以下になります。
生活療養標準負担金(食費) : 1 食につき 100 円
生活療養標準負担金(居住費) : 1 日につき 0 円
- ・境界層該当者は健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に「オ」又は「I」の記載に加え、「(境)」と記載されることとなります。
- ・境界層該当者において、10 月以降生活療養標準負担額の金額が変更できるよう食事負担区分を追加した修正 PG をご提供致します。

● 平成29年10月改定の参考資料 ●

平成 29 年 10 月施行分改定の参考資料となっています。

よろしければこちらもご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

- 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について(通知)
(平成 29 年 6 月 30 日保発 0630 第 1 号)

URL:<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T170712S0010.pdf>

● 平成29年9月30日をもって使用期限切れとなる医薬品の取り扱いについて ●

- 9 月 30 日をもって使用期限切れとなる医薬品は、平成 29 年 4 月改定時に送付しました以下の冊子に掲載しています。

- 対象の医薬品は、平成 29 年 4 月改定プログラム適用時に、点数マスタの「使用期限」が「29.09.30」に自動更新されています。

【平成 29 年 3 月】全シリーズ共通 改定情報提供サービス(新薬、経過措置情報)

- ・「◎経過措置・削除リスト【中止予定『平成 29 年 9 月 30 日』】」
- ・「◎経過措置延長リスト【中止予定『平成 29 年 9 月 30 日』】」

《対処について》

- ・10 月 1 日以降、代替品のある医薬品については、参考点数マスタから抜き取って、使用して頂くようお願い致します。
- ・使用期限切れとなる医薬品の点数マスタの「名称」「管理番号」「レセプト電算コード」「YJコード」を代替品のものに自動更新するプログラムを、平成 29 年 4 月改定プログラムに含めて提供しています。
- ・平成 29 年 9 月版『改定情報提供サービス(新薬、経過措置情報)』の冊子を 10 月改定資料に同梱し発送致します。